

令和5年第2回養老町定例会会議録

令和5年第2回養老町議会の定例会を養老町議会議事堂に招集されたので会議を開いた。

その次第は次のとおりである。

○議事日程（令和5年6月9日第1日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第2号 令和4年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第33号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第34号 養老町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第36号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第37号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 同意第3号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第12 同意第4号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第13 同意第5号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第14 同意第6号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第15 同意第7号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第16 同意第8号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第17 同意第9号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第18 同意第10号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第19 同意第11号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第20 同意第12号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第21 同意第13号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第22 同意第14号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第23 同意第15号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第24 同意第16号 養老町農業委員会委員の任命同意について
- 日程第25 同意第17号 養老町農業委員会委員の任命同意について

- 日程第26 同意第18号 養老町農業委員会委員の任命同意について
 日程第27 同意第19号 養老町農業委員会委員の任命同意について
 日程第28 同意第20号 養老町農業委員会委員の任命同意について
 日程第29 同意第21号 養老町農業委員会委員の任命同意について
 日程第30 議案第39号 養老小学校プール管理棟大規模改修工事請負契約の締結について
 日程第31 議案第40号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）
 日程第32 議案第41号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

1番	佐野 伸也	2番	大橋 みち子
3番	西脇 康	4番	清水 由美子
5番	北倉 義博	6番	岩永 義仁
7番	吉田 太郎	8番	早崎 百合子
9番	野村 永一	10番	松永 民夫
11番	水谷 久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地 憲元	副町長	田中 一也
教育長	森島 恵照	総務部長	川口 智也
総務部総務課長	近藤 晴彦	総務部 企画財政課長	尾前 眞理
総務部税務課長	永嶺 早苗	住民福祉部長兼 健康福祉課長	近藤 真由美
住民福祉部 住民環境課長	藤田 勝彦	住民福祉部 子ども課長	香川 明美
産業建設部長	大倉 修	産業建設部参事兼 産業建設部 産業観光課長	竹中 修
産業建設部 建設課長	吉村 和人	産業建設部 水道課長	加納 康宏

会計管理者	松岡弘泰	会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局 局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	大橋嘉代
教育委員会 生涯学習課 局長	西脇直樹	消防長	高橋正人
消防次長兼 消防課 局長	大倉 巧	消防総務課長	古川博規
予防課長	辻 政人		

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	中島和哉	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開会時間 午前9時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和5年第2回養老町議会定例会を開会するに当たり、議員並びに執行部の各位には、何かと御多用のところ御出席を賜りありがとうございます。

ここで、開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。御起立をお願いします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) ありがとうございます。着席ください。

これより、今年の5月から1年間、養老町の発展と円滑な議会運営に多大なる御尽力をいただきました前議長の大橋三男君に、この議場において感謝状を贈呈いたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、大橋三男君、演台の前までお進みください。

—— 感謝状贈呈 ——

○議長(野村永一君) 本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行部においては、提出議案の審議に当たり、辻予防課長が出席しております。

このほか、町広報員に限り、今定例会開会中の議場内の写真撮影、並びに報道機関に限り、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、本定例会においては、上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

それでは、ただいまから令和5年第2回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、3番 西脇康君、4番 清水由美子君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

ここで、6月5日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会の報告をさせていただきます。

6月5日午前9時より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。協議事項は、第2回養老町議会定例会の日程等についてであります。

会期は6月9日金曜日から6月23日金曜日までの15日間で、本会議開会時間は午前9時30分と決定いたしました。

議事日程につきましては、1. 開会宣言、2. 会議録署名議員の指名、3. 会期の決定、4. 諸般の報告、5. 議案の提案説明及び委員会付託、6. 町政一般に関する質問、7. 議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

なお、今定例会においてもユーチューブにおけるライブ配信、録画配信を行うこと、ユーチューブにおけるライブ配信を役場ロビーのモニターでも中継いたします。

また、説明、質問、答弁については、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、川地町長と一般質問と委員長報告を除いては自席で行うこと、以上のとおり決定いたしました。

次に、一般質問につきましては、議会2日目の6月22日木曜日に行うこととし、議員1人当たりの質問、答弁の時間を60分以内、発言順序はくじ引により決定した順に行うことと決定いたしました。

次に、審議する議案等につきましては、一般会計の繰越計算書の報告1件、条例の一部改正6件、農業委員会委員の任命同意19件、契約の締結2件、令和5年度一般会計補正予算1件、以上、計29件であります。

次に、審議方法につきましては、初めに議事日程の日程第4、令和4年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による議会への報告でありますので、報告のみを受けること。

次に、日程第5、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての6件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために所管の総務民生委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て採決を行うこと。

次に、日程第11、養老町農業委員会委員の任命同意についてから日程第29、養老町農業委員会委員の任命同意についてまでの計19件については、議会初日に一括上程し、提案理由の説明を受け、各議案ごとに質疑を行うこととし、人事案件につき討論は省略し、採決を行うこと。

次に、日程第30、養老小学校プール管理棟大規模改修工事請負契約の締結についてと日程第31、物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）の2件については、議会初日に逐条上程し、提案理由の説明を受け、質疑、討論を行い、採決を行うこと。

次に、日程第32、令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）については、議会初

日に上程し、提案理由の説明を受けて、総括質疑後、熟議を図るために予算特別委員会にその審査を付託し、議会最終日に委員長報告を受けて、委員長への質疑後、討論を経て、採決を行うこと。

付託先の各委員会の日程については、まず日程第5、養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでの計6件の審査の付託先である総務民生委員会は、6月12日月曜日の午前9時30分から開催するよう総務民生委員長へ要請すること。

次に、日程第32、令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）の審査の付託先である予算特別委員会は、6月12日月曜日の午後1時30分から開催するよう予算特別委員長へ要請すること。

最後に、議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び養老町議会会議規則第130条第1項の規定により、議会最終日に上程し、審議すること。

以上のとおり決定いたしました。

以上で議会運営委員会の報告といたします。

○議長（野村永一君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日6月9日から6月23日までの15日間にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月9日から6月23日までの15日間と決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和4年度の2月分から4月分及び令和5年度の4月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。また、地方自治法第243条の3第2項の規定により、養老町土地開発公社、養老の郷づくり株式会社、公益財団法人養老町スポーツ連盟より、経理状況を説明する書類として決算報告書が提出されましたので、議員各位のお手元に配付いたしました。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 令和5年第2回養老町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用の中、御出席賜りましてありがとうございます。

開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず6月2日から3日にかけて、台風2号からの暖かく湿った空気が梅雨前線に向かって流れ込んだ影響から、局地的な豪雨をもたらす線状降水帯が各地で発生し、西日本から東日本の広範囲で甚大なる被害が発生しております。被害に遭われました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

本町におきましても、牧田川はよろしかったんですけども、五三川の水位が上昇し、養老町瑞穂地内の町道436号線の河川側の護岸が侵食され、道路表面に亀裂が入っております。亀裂がひどくならないよう、ブルーシート、トラ柵等、注意喚起を行っておりますけれども、今後、県土木事務所、地元と協議しながら復旧に努めてまいりたいと考えております。

例年6月から10月は大雨による河川の氾濫や土砂災害の危険性が高まる出水期に入ることから、本町でも水防訓練を実施しております。明後日の11日に大巻水防拠点を会場といたしまして実践的な訓練を行います。今後、関係機関とも緊密に連携し、防災、危機管理体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

本町を含む濃尾平野は、古くから幾度となく繰り返される水害に悩まされてまいりました。およそ250年前の薩摩藩による宝暦治水は、現在、木曾三川の流域の治水の礎を築き、この地に住む我々に大きな恩恵をもたらしてくれております。5月25日、鹿児島市の平田公園で執り行われました薩摩藩家老の平田鞆負の薩摩義士をしのぶ頌徳慰霊祭では、大森岐阜県副知事をはじめ、近隣市町の首長、また議会から議長等が出席され、本町でも副議長と両中学校の生徒に出席をしていただいております。改めて薩摩義士の遺徳に深く感謝するとともに、後世に伝えていかなければならないと強く感じているところでございます。

さて、5月20日、21日には、本町の最大の春祭り、高田まつりが4年ぶり、通常開催で執り行われました。3両の引きぞろえ、また宵山の曳山等では、地元だけでなく観光客も多く見られ、徐々ににぎわいが戻ってきていることを実感しております。曳山では、1月に設立しましたYORO SUPPORTER WORLDの会員の方々にもSNSで参加を呼びかけましたが、見物するだけでなく、一緒に引き手として祭りを楽しむことができたというふうに感想をいただいております。

今後も、本町の様々な情報につきましては、時期を逸することなく各方面へ発出し、関係人口の創出につなげてまいりたいと考えております。

国は、5月の月例経済報告で、景気の総括判断を緩やかに回復しているとしております。一方では、不安定な国際情勢に起因する原材料やエネルギー価格の高騰に直面しており、家計への負担も大きくなっております。町といたしましても、引き続き効果的な施策を検討し、速やかに実施してまいりたいと考えております。

最後になりますが、昨年12月からちょうど就任しまして5か月が経過しております。まずは町民の皆様との対話が非常に大切であると考え、積極的に地域の活動の場にも参

加させてもらっております。そういったところから頂戴しました皆様方の意見や提案は、今後、町政の課題として捉え、今後の町政運営へ反映できるように検討してまいりたいと考えております。

本定例会におきましては、繰越明許費繰越計算書の報告案件が1件、条例の一部改正が6件、農業委員の選任同意が19件、工事請負契約の締結が1件、物件供給契約の締結が1件、一般会計補正予算が1件と、合わせて29の議案を上程しております。慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いたします。

○議長（野村永一君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（野村永一君） それでは、日程第4、報告第2号 令和4年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告であるため、報告のみを受けたいと思います。

町長より報告を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました報告第2号 令和4年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

この計算書につきましては、令和5年3月第1回定例会及び5月の第1回臨時会において議決、承認されました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会へ報告するものでございます。

各事業の繰越額につきましては、公有財産及び普通財産管理費で470万8,000円、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業で16万1,000円、プレミアム付商品券事業で4,178万円、道路新設改良費で648万3,000円、社会資本整備総合交付金事業で1,146万1,000円、合わせて、合計5事業で6,459万3,000円でございます。

以上で、報告第2号 令和4年度養老町一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 報告が終わりました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第5、議案第33号から日程第10、議案第38号までの計6件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第5、議案第33号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第33号 養老町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが感染症法上の5類に移行したことに伴い、特殊勤務手当として支給しております防疫等作業手当の特例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて補足説明。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町職員の給与に関する条例の新旧対照表1ページを御覧ください。

附則第9項では、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務について、通常の手当の額を超えて防疫等作業手当を支給することを規定しておりました。

当町では、主に救急搬送等で新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある者と直接接触する業務を行う消防職員に特殊勤務手当として支給しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、新型コロナウイルス感染症に限定した特例を廃止し、新たに今後同様の措置が必要になった場合に対応できるよう、防疫等作業手当の特例について規定を設けるものです。

次に、施行日については、公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第6、議案第34号 養老町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第34号 養老町税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同法の一部が令和5年7月1日から施行されることに伴いまして、養老町税条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、税務課長より補足説明させますので、十分な御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 永嶺税務課長、自席にて補足説明。

○総務部税務課長（永嶺早苗君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町税条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第66条につきまして、特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たした電動キックボード等）に係る車両区分創設に伴い、条例の一部を改めるものです。

なお、その課税標識については、安全性の観点から小型化した標準様式が示されたため、税条例施行規則に規定し、令和5年7月1日以降、準備が整い次第交付を行うものです。

次に、議案1ページを御覧ください。

附則第2条については、今回の改正に伴う軽自動車税の経過措置を規定しております。施行日については、この条例は、令和5年7月1日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第7、議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第35号 養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

こども家庭庁設置法及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

第26条については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が改正され、主務大臣が内閣総理大臣に変更されたことに伴い、引用条文を改正するものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第8、議案第36号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第36号 養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

令和4年12月28日に公布されました児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第175号）により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋教育総務課長、自席にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、自動車運行時の安全管理の徹底に係る規定が新設されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

別添資料の養老町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

第6条の3は、留守家庭児童教室において送迎等移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等の方法により児童の所在を確認することを義務づける規定を新たに加えるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑

は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第9、議案第37号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第37号 養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

子ども家庭庁設置法及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う内閣府本府関係内閣府令の整備に関する内閣府令（令和5年内閣府令第33号）が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、子ども課長に補足説明させますので、十分御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 香川子ども課長、自席にて補足説明。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料の養老町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表を御覧ください。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）が改正され、第19条第2項が削除されることに伴い、第19条が1項のみの条となることから、本条例中の引用条文に条項ずれが生じたため、第5条、第7条から第9条、第14条、第21条、第36条から第38条、第40条、第52条、第53条を改正するものであります。

次に、5ページを御覧ください。

第16条第1項第3号については、学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、第25条の項の新設に伴い、引用条文を改正するものであります。

次に、第16条第1項第4号及び9ページの第45条については、先ほどの養老町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例と同様に、主務大臣が内閣総理大臣に変更されたことに伴い、引用条文を改正するものであります。

最後に、第52条第3項及び12ページの第53条第3項については、内閣府令の改正に合わせて規定の整備を行うものであります。

施行日につきましては、公布の日から施行します。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第10、議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が一部改正されたことと、厚生労働省令に規定する喫煙等に関する基準との整合性を図るため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、予防課長に補足説明させますので、十分な御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 辻予防課長、自席にて補足説明。

○予防課長（辻 政人君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

別添資料、養老町火災予防条例新旧対照表の1ページを御覧ください。

第11条の2にあっては、近年、急速充電設備高出力化へのニーズが高まっていることを受け、総務省消防庁において全出力が200キロワットを超える急速充電設備の火災の危険性について検討が行われた結果、全出力が200キロワットを超えた場合においても、新たな火災危険性は確認されませんでした。これを踏まえ、従来は200キロワットを超える急速充電設備は変電設備とみなされていましたが、現行「全出力200キロワットを超えるものを除く」が削除され、200キロワットを超える急速充電設備も含め、全出力が20キロワットを超える全ての急速充電設備を火気対象設備等の急速充電設備の対象とする旨の改正が行われましたほか、現在普及している急速充電設備の実態を踏まえ、省令が対象とする急速充電設備はコネクタ型であることの明確化、分離型の急速充電設備への対応等の改正が行われたため、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、新旧対照表の3ページを御覧ください。

本条例第23条にあっては、平成30年7月に健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設等については、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を設置することが必要になりました。火災予防の観点から、養老町火災予防条例により喫煙所に標識を設置することを求めておりましたが、異なる法令で重複する標識の設置が必要となる状況に対応するため、指定場所における喫煙の制限に係る規定を改正いたします。

この条例の施行日につきましては、令和5年10月1日からの施行となります。

以上で、議案第38号 養老町火災予防条例の一部を改正する条例についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査したいと思っておりますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、総務民生委員会に付託の上、審査することに決定しました。

これより暫時休憩いたします。再開は10時30分いたします。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時30分 再開)

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

○議長（野村永一君） 次に、日程第11、同意第3号から日程第29、同意第21号までの計19議案については一括上程し、提案理由の説明後、各議案ごとに質疑を行い、同意の人事案件につき討論を省略して採決を行います。

まず、町長より提案理由の説明を求めます。

養老町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま一括上程賜りました同意第3号から同意第21号までの養老町農業委員会委員の任命同意について説明させていただきます。

今回、現農業委員会委員19名の任期が令和5年7月19日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律（昭和26年3月31日法律第88号）第8条第1項の規定により、次の者19人を新たに農業委員会委員に任命するため、同意を求めるものでございます。

なお、19名につきましては、養老町農業委員会委員選考委員会におきまして選考され、報告を受けた方々でございます。新たな農業委員会委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。

順に住所とお名前を申し上げます。

同意第3号でございますが、岐阜県養老郡養老町押越276番地、伊藤登。同意第4号でございますが、岐阜県養老郡養老町高田984番地3、川瀬正美。同意第5号でございますが、岐阜県養老郡養老町鷺巣1670番地195、清水由美子。同意第6号、岐阜県養老郡養老町竜泉寺227番地、西脇きよ子。同意第7号、岐阜県養老郡養老町口ケ島170番地2、田中利光。同意第8号、岐阜県養老郡養老町飯ノ木33番地、細川雅充。同意第9号、岐阜県養老郡養老町小倉397番地1、北倉義博。同意第10号、岐阜県養老郡養老町一色732番地、問山博之。同意第11号、岐阜県養老郡養老町大巻1465番地、伊藤政光。同意第12号、岐阜県養老郡養老町釜段687番地、安部正博。同意第13号、岐阜県養老郡養老町根古地877番地、西脇敏夫。同意第14号、岐阜県養老郡養老町船附93番地、西脇康。同意第15号、岐阜県養老郡養老町下笠791番地2、小野和孝。同意第16号、岐阜県養老郡養老町栗笠84番地、高橋敏央。同意第17号、岐阜県養老郡養老町祖父江2143番地、川瀬比智。同意第18号、岐阜県養老郡養老町直江597番地1、松本光栄。同意第19号、岐阜県養老郡養老町橋爪1134番地、木村五貴。同意第20号、岐阜県養老郡養老町宇田270番地、木村政義。同意第21号、岐阜県養老郡養老町室原636番地1、田中清美。

以上で、同意第3号から同意第21号までの養老町農業委員会委員の任命同意についての説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

これより順次議案ごとに質疑及び採決を行います。

初めに、日程第11、同意第3号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第12、同意第4号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第13、同意第5号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、4番 清水由美子君の退場を求めます。

〔4番 清水由美子君 退場〕

○議長（野村永一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔4番 清水由美子君 入場〕

○議長（野村永一君） 次に、日程第14、同意第6号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第15、同意第7号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第16、同意第8号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第17、同意第9号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、5番 北倉義博君の退場を求めます。

〔5番 北倉義博君 退場〕

○議長（野村永一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔5番 北倉義博君 入場〕

○議長（野村永一君） 次に、日程第18、同意第10号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第19、同意第11号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第20、同意第12号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第21、同意第13号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第22、同意第14号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、3番 西脇康君の退場を求めます。

〔3番 西脇康君 退場〕

○議長（野村永一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔3番 西脇康君 入場〕

○議長（野村永一君） 次に、日程第23、同意第15号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第24、同意第16号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第25、同意第17号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第26、同意第18号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

地方自治法第117条の規定により、8番 早崎百合子君の退場を求めます。

〔8番 早崎百合子君 退場〕

○議長（野村永一君） 質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

〔8番 早崎百合子君 入場〕

○議長（野村永一君） 次に、日程第27、同意第19号 養老町農業委員会委員の任命同意

についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第28、同意第20号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

次に、日程第29、同意第21号 養老町農業委員会委員の任命同意についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第30、議案第39号と日程第31、議案第40号の計2件につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第30、議案第39号 養老小学校プール管理棟大規模改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第39号 養老小学校プール管理棟大規模改修工事請負契約の締結についての説明をさせていただきます。

本工事は、老朽化した養老小学校のプール管理棟の改修を行うもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明させますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 大橋教育総務課長、自席にて補足説明。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

養老小学校のプールに隣接するプール管理棟は、水泳授業の際に使用する更衣室やトイレ等を備えた建物ですが、老朽化により壁に大きな亀裂が入り、倒壊のおそれにより使用することができなくなったため、改修工事を行うものです。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、養老小学校プール管理棟大規模改修工事。
2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。
3. 契約金額、税込みで7,018万円。
4. 契約の相手方、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役大橋信之。
5. 工期、本契約締結の日から令和6年2月29日。
6. 工事場所、養老町石畑地内。
7. 工事概要、プール管理棟について、外壁・屋根の防水改修、既設の更衣室及びトイレの改修を行います。さらに、災害時の避難所としても活用できるよう、ユニバーサルデザインを考慮したスロープ及び多目的トイレを新設し、防災機能の強化を図ります。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 町長挨拶の中でも資材費の高騰、物価高騰などが言われましたが、工事概要において、顕著にこのことに対する契約金額に反映するというのは何割ぐらいになりますか。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの水谷議員の質問に回答させていただきます。
今回の入札ですけれども、設計金額に対する落札金額というのが低入札価格となっております。この金額から、物価高騰の影響は受けていないものというふうに思われます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 私のほうから2点お伺いしたいんですけれども、まず入札ですね。これは指名が多分4者、応札に関しては辞退があって、これは相手の都合なんですけど、そもそもこの規模の工事であれば請負できる業者は何店舗か私でも思いつくんですけど、この件数だった理由についてお伺いしたいのと、2点目が、プールなんですけれども、これから時期的には水泳の授業が始まる季節なんですけれども、工事の影響は授業に受けるのか、それとも夏の時期が終わった後に工事があるのか、その辺りについて御説明いただきたいと思います。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの岩永議員の御質問、2点ございましたけれども、1点目の質問につきまして回答させていただきます。

ただいまの入札の方式なんですけれども、指名ではなくて事後審査型の一般競争入札ということでございますので、指名型ではございませんということで、一般の競争入札参加者をこちらは募ったということでございます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 大橋教育総務課長、自席にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（大橋嘉代君） 岩永議員の2点目の御質問にお答えいたします。

本工事は、7月下旬に水泳の授業が終えられますので、それを待って夏休み以降に工事を開始する予定でございますので、児童に対しての影響はないものと思われます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） まず1点目ですけれども、ということは、4者応募があった、自ら応募したけれども2者辞退したというふうに理解していいのかということと、2点目のほうは、夏休みからということは、夏休みの学校プール開放みたいなのはできなくなるという理解でよろしいでしょうか。それぞれお答えください。

○議長（野村永一君） 近藤総務課長、自席にて答弁。

○総務部総務課長（近藤晴彦君） ただいまの岩永議員の御質問の1点目でございますけれども、ただいまの御質問のとおり辞退をされたということでございます。以上です。

○議長（野村永一君） 森島教育長、自席にて答弁。

○教育長（森島恵照君） 2点目の御質問にお答えいたします。

今現在、夏休みのプールについては実施をいたしておりません。熱中症、あるいは強い日当たりとかそういったことも鑑みて、なかなか夏場の、しかも昼間の時間帯に活動するというのが難しくなったためと、あとコロナのこともきっかけにして、今は運営しておりません。以上です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第31、議案第40号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第40号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）の説明をさせていただきます。

養老町消防施設整備計画に基づき、養老消防署に配備される消防ポンプ自動車を更新するもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、消防総務課長に補足説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（野村永一君） 古川消防総務課長、自席にて補足説明。

○消防総務課長（古川博規君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

現在養老消防署に配備されております消防ポンプ自動車は、平成12年1月の配備から23年以上が経過し、更新時期を迎えたため、養老町消防施設整備計画に基づき、車両の更新配備を図るものであります。

最新式車両の導入により、安全な緊急走行と消火活動中における突然の不具合発生や故障のリスクを低減し、消防力の維持と災害対応能力の向上を図ることが可能となり、

住民の安心・安全に寄与するとともに、迅速、的確かつ円滑な消防業務を遂行できるものと考えます。

次に、その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、消防ポンプ自動車の購入。
2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。

入札結果につきましては、別冊資料の最終ページの入札結果表のほうを御覧いただきたいと存じます。

3. 契約金額、税込みで4,958万8,000円。
4. 契約の相手方、岐阜県岐阜市真砂町4丁目15番地、株式会社三陽商会岐阜支店、支店長 西川雅之。
5. 納入期限、令和6年3月31日。
6. 納入場所、養老町消防本部養老消防署でございます。

7. 物件の概要、災害対応特殊消防ポンプ自動車（CD-I型）、こちらは補助金メニューの名称とさせていただきます。車種及びエンジンは、日野自動車株式会社製、市販車ベースでデュトロという3トントラックがベースとなります。マニュアルトランスミッションの4輪駆動車で、乗車定員は5名、車両の総重量が7,300キログラム以下です。A2級ポンプを搭載し、併せて1,300リッターの水槽も搭載いたします。

以上で、議案第40号 物件供給契約の締結について（常備消防関係車両等（消防ポンプ自動車）購入事業）についての補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 10番 松永民夫君。

○10番（松永民夫君） 買換えの前の対象車両、いつに導入してどれだけ走行したかということと、それから下取りはどのようになったかということ。そしてから、前の小学校のプールに関しては予定価格が掲載されておるんやけど、この消防車に関しては、予定価格というのがなかったのか、どのように考えておったのかという2点をお尋ねいたします。以上です。

○議長（野村永一君） 古川消防総務課長、自席にて答弁。

○消防総務課長（古川博規君） ただいまの松永議員の御質問にお答えをいたします。

まず導入につきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成12年1月31日に配備をしております。現在まで、5月末時点の走行距離でございますけれども、1万5,966キロとなっております。こちらの車両のほうは年間十数件の火災出動がメインとなっておりますので、他の車両より走行距離は少なくなっておる状況でございます。

また、2点目の予定価格の件につきましては、工事の入札におきましては予定価格の公表を行っておりますけれども、物件の調達につきましては、入札結果のみの公表としておりますので、予定価格等についてはお答えすることができません。申し訳ございません。

また、処分方法につきましては、新車両が配備され次第、金属卸商などに見積りをしていただきまして、あくまでも鉄、アルミ等の金属の原材料として処分する方向で、売却する方向で考えております。以上でございます。

○10番（松永民夫君） 結構です。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第32、議案第41号につきましては、上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第32、議案第41号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） ただいま上程賜りました議案第41号 令和5年度養老町一般会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億440万1,000円を追加し、予算総額を121億589万3,000円とするものでございます。

主な補正の内容は、養老町子育て世帯物価高騰対策給付金事業、食肉基幹市場建設に関する用地取得関係事業、また新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などでございます。

詳細につきましては、それぞれ総務部長、住民福祉部長、産業建設部長に補足説明さ

せますので、十分御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（野村永一君） 川口総務部長、自席にて補足説明。

○総務部長（川口智也君） それでは、私のほうから総務部及びコロナ交付金関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明をさせていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の医療機関等物価高騰対策支援事業では、令和4年度に実施した事業の補助実績が想定よりも少なく、不用額が生じたため、充当していた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を一部返還することとなりましたので、返還金として1,378万5,000円を計上いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明をさせていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,748万3,000円を増額しました。

充当先事業につきましては、8、9ページの款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の養老町子育て世帯物価高騰対策給付金事業に同額を充当いたしました。

6、7ページの歳入に戻りまして、款18繰入金、項1基金繰入金、4目ふるさと応援基金繰入金では、重点施策の推進に活用するため1億560万円を増額しました。

充当先事業につきましては、8、9ページの款6農林水産業費、項1農業費、6目食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業に同額を充当いたしました。

また、款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額5,090万円を増額いたしました。

以上で総務部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 近藤住民福祉部長、自席にて補足説明。

○住民福祉部長兼健康福祉課長（近藤真由美君） それでは、私のほうから住民福祉部関係の補足説明をさせていただきます。

最初に、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款3民生費、項1社会福祉費、1目社会福祉総務費の職員管理費では、事務量等の増加に伴い、新たに採用する会計年度任用職員の報酬等で132万4,000円、養老町障がい者プラン策定事業では、令和4年度にアンケート調査を実施し、令和5年度は計画策定となりますが、障害者・児に係る課題は、保護者の高齢化に伴い、親亡き後の支援など、多様化、複雑化しているため、専門家による各種要因の分析の下、実効性のある第4次障がい者プラン策定のための業務委託料として172万1,000円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業では、令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金額が確定し、超過交付分の返還が生じたため、返還金168万7,000円、総合保健福祉施設整備事業では、旧町民プールを改修し、総合保健福祉施設にするための改修工事実施設計業務委託料として1,050万5,000円を計上いたしました。

項2 児童福祉費、1 目児童福祉総務費の公立認定こども園等維持管理事業では、旧日吉こども園北園舎の遊具撤去等園庭整備のため、工事請負費として259万円、岐阜県第二子以降出産祝金支給事業では、夫婦1組当たりの出生者数の増加を図ることを目的とし、第二子以降の出生を祝うため、第二子以降を出生した保護者に対し、出生児1人当たり10万円を給付する岐阜県第二子以降出産祝金支給事業（全額県費負担）が創設されたことを受け、給付費及び給付に係る事務費として627万円、子育て世帯生活支援特別給付金事業では、低所得の子育て世帯に対する給付金（独り親世帯分）支給に係る事務費として4万円、養老町子育て世帯物価高騰対策給付金事業では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている中学生以下の児童を養育する子育て世帯を支援するため、児童1人当たり1万5,000円を町独自で支給するため、給付費及び給付に係るシステム改修委託費や事務費として4,170万3,000円を計上しました。

4 目児童発達支援費の児童発達支援事業では、出産に伴い育児休暇等を取得する職員の代わりに新たに採用する会計年度職員の報酬等で145万1,000円を計上しました。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、1 目保健衛生総務費の母子保健事業では、国庫補助対象の生活保護や住民税非課税世帯の妊婦に加え、全妊婦への妊娠判定受診費用助成を行い、早期に医療機関を受診できる体制を整え、切れ目のない支援につなげることができるよう、妊娠判定受診費用助成金として100万円、精神障害者地域生活支援センター事業・相談支援事業では、前年度実績から市町村で案分して負担金が算出されておりますが、県からの事務連絡により実績割の案分率に変更があり、145万1,000円を計上しました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2 国庫補助金、3 目衛生費国庫補助金では、母子保健衛生費補助金を6万円増加いたしました。

款15県支出金、項2 県補助金、2 目民生費県補助金では、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費補助金として4万円、岐阜県第二子以降出産祝金支給事業費補助金として627万円を計上いたしました。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 大倉産業建設部長、自席にて補足説明。

○産業建設部長（大倉 修君） それでは、私のほうから産業建設部関係の補足説明をさせていただきます。

初めに、8、9ページの歳出から説明させていただきます。

款6 農林水産業費、項1 農業費、3 目農業振興費の元気な農業産地構造改革支援事業では、ぎふ農業・農村基本計画を推進するため、県の元気な農業産地構造改革支援事業費補助金を活用し、産地構造改革の取組や農産物の安定生産に必要な機械・施設の導入

に必要な経費の一部を支援するため、負担金補助及び交付金359万8,000円を新たに計上いたしました。

また、6目食肉基幹市場建設推進費の用地取得関係事業では、建設用地の取得に係る物件調査、補償算定業務について、建設地の決定がなされた後に速やかに物件調査等の業務を行う必要があることから、委託料1億560万円を増額するとともに、事業説明関係事業では、今後、事業説明会等における資料作成などの事務量が増加する見込みであることから、会計年度任用職員を雇用し対応するため、報酬、手当等で119万6,000円を増額いたしました。

続いて、10、11ページに移りまして、同じく款6農林水産業費の項2林業費、1目林業総務費の林業就業移住支援事業では、林業の担い手の確保を図るため、県の林業就業移住支援事業補助金を活用し、東京圏以外の県外から養老町内に移住して林業に就業する方に対し移住支援金を給付するもので、負担金補助及び交付金60万円を新たに計上いたしました。

次に、款7商工費、項1商工費、2目商工業振興費の企業誘致推進事業費では、昨年度、空き事業所を活用し企業進出が行われたものにおいて、工場等設置奨励金の額が確定したことから、負担金補助及び交付金66万6,000円を増額いたしました。

最後に、款8土木費、項2道路橋梁費、2目道路橋梁維持費の橋梁長寿命化計画事業では、当初予算において3橋の橋梁点検費用を計上しておりましたが、そのうちの1橋において点検の項目不足が判明したことから、委託料921万4,000円を増額いたしました。

次に、6、7ページの歳入について説明させていただきます。

款15県支出金、項2県補助金、4目農林水産業費県補助金では、元気な農業産地構造改革支援事業補助金359万8,000円、林業就業移住支援事業補助金45万円の計404万8,000円を新たに計上いたしました。

以上で産業建設部関係の補足説明とさせていただきます。

○議長（野村永一君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、本案は予算特別委員会に付託の上、審査したいと思いますので、ここでの質疑は総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 1項目2点で質問したいと思います。

8ページ、9ページの下段、農林水産業費、6目の関係ですが、ただいま部長より新食肉基幹市場建設推進室の会計年度任用職員を採用したいというふうなことで議会に提案がありましたが、広報「ようろう」6月号に既に任用職員を募集しますということで

掲載があるんですね。報酬、自給950円、あるいは勤務内容、募集人数1人というようなことがあるんですが、これは議会に上程する前に公募をかけたというふうな理解でよろしいですか。

それからもう一点は、予算編成時の基本的な組み方として、当初予算で4,346万6,000円計上し、今回補正額を1億679万6,000円、一財ではなくふるさと応援基金の繰り入れたというその他財源ですが、これは予算編成の基本的な組み方として、どういうふうな、精細にもう少しした中で予算編成時に予算額として計上すべきではないかなというふうに思うんですが、その2点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（野村永一君） 竹中産業観光課長、自席にて答弁。

○産業建設部参事兼産業建設部産業観光課長（竹中 修君） ただいまの1点目の御質問でございますが、会計年度任用職員の部分につきましては、現行予算ある部分で今対応したいと思っています。引き続き今後増えてくる部分について、今回上程させていただいたもので対応させていただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（野村永一君） 町長 川地憲元君、答弁。

○町長（川地憲元君） 2点目の関係は、私のほうから御説明させていただきたいと思えます。

当初予算に計上されていない部分でございますけれども、今回の補正の部分は、令和4年度の第2回臨時会、10月議会において、物件の補償等を行うということで、昨年11月からこの3月27日までかけて予備調査を実施しました。その予備調査の結果を、本来でしたら当初予算に反映できるとよろしいんですけれども、その結果を受けまして、当初には組み込めない部分がございます。そういった意味で、予備調査後の補償対象物件等がまとまってきましたので、本調査を行える仕様が整ったということで、今回、補正予算として計上させていただいたものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（野村永一君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 今回の補正、令和5年度分として、この用地取得関係事業というのは、今後も補正で議会へ上程するのか、6月議会のこの金額で令和5年度の事業を執行していくのか、その点、確認したいと思います。

○議長（野村永一君） 川地憲元君、答弁。

○町長（川地憲元君） おっしゃるとおり、どういうことで想定、まだ建設候補地、候補地としては決めましたけれども、やはり今、地元説明とか、関係者の方の理解を得ておりますので、今回の分はあくまでも詳細設計分が主な補正の分でございますので、今後補正もあり得るということで御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（野村永一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、予算特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は予算特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

最後に、本日決定いたしました議案審査の付託先である総務民生委員会は6月12日月曜の午前9時30分から、予算特別委員会は同日の午後1時30分から開催されるよう各委員長に要請いたします。

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了しました。

お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、明日6月10日から6月21日までの12日間は休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、明日6月10日から6月21日までの12日間は休会することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会2日目は6月22日木曜午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これをもちまして散会いたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時23分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月9日

議 長 野 村 永 一

議 員 西 脇 康

議 員 清 水 由 美 子

